

政令番号1 亜鉛の水溶性化合物

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成18年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県		2.5E+3						2,462.5
3	岩手県								
4	宮城県		3.0E+2						295.5
5	秋田県		2.0E+2						197.0
6	山形県		7.9E+2						788.0
7	福島県								
8	茨城県		2.0E+2						197.0
9	栃木県		9.9E+2						985.0
10	群馬県		3.9E+2						394.0
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県		6.8E+3						6,796.5
17	石川県		2.0E+2						197.0
18	福井県		1.2E+3						1,182.0
19	山梨県		2.0E+2						197.0
20	長野県		9.9E+1						98.5
21	岐阜県								
22	静岡県		5.9E+2						591.0
23	愛知県		5.9E+2						591.0
24	三重県		9.9E+1						98.5
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府		9.9E+1						98.5
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県		9.0E+3						8,963.5
31	鳥取県		9.9E+1						98.5
32	島根県								
33	岡山県		9.9E+1						98.5
34	広島県		3.0E+2						295.5
35	山口県		3.0E+2						295.5
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県		3.9E+2						394.0
39	高知県		9.9E+1						98.5
40	福岡県		2.0E+2						197.0
41	佐賀県		4.9E+2						492.5
42	長崎県								
43	熊本県		2.9E+3						2,856.5
44	大分県								
45	宮崎県		9.9E+1						98.5
46	鹿児島県		2.5E+3						2,462.5
47	沖縄県		2.0E+2						197.0
	全国		3.2E+4						31,717.0